

南関防衛



南関東防衛局広報誌

令和5年
39号



104 梨ヶ原現地対策本部から見た富士山

CONTENTS



- 1 第42回防衛問題セミナーの開催
- 2 令和5年版防衛白書の説明
- 3 掃海艦「のうみ」命名・進水式
- 4 調達部装備課移転（横浜第2合同庁舎へ）
- 5 在日米軍従業員永年勤続者表彰
基地従業員へパワハラ防止講習会を開催
- 6 キャンプ富士フレンドシップ・フェスティバル
エアフェスタ浜松2023
- 7 小型無線機等飛行禁止法に基づく対象防衛施設の指定について



第42回防衛問題セミナーの開催

令和5年10月5日（木）、神奈川県横浜市の市民文化会館（関内ホール・小ホール）において、第42回「防衛問題セミナー」を開催し、定員250名のところ225名の方に来場していただきました。

今回のセミナーでは、防衛省整備計画局の北岡施設計画課長を講師に迎え、「新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画」と題して講演していただきました。

はじめに、令和4年12月に閣議決定された戦略3文書の概要について分かりやすく説明され、その上で、まずは外交努力が第一であり、その外交を実効性のあるものとするため、裏付けとしての防衛体制の強化が必要であると述べられました。また、今後の最優先課題について触れるとともに、主に防衛力の抜本的強化の7つの柱について解説されました。

講演後の質疑応答では、「施設の強靱化のマスタープランを令和5年度から3年かけて作って強靱化していくということだが、2027年度までの5年間の一つの節目までに、施設の強靱化が間に合うのか。」「建設分野では、これまで残業規制が適用外だったが、来年4月から適用される。業界内では業務に制約がかかるのではないかと懸念が出ているが、施設強靱化が本格化する中でその影響についてはどう考えているのか。」などの質問があり、講師が一つ一つ丁寧に回答されました。



講演中の北岡施設計画課長



質疑応答の様子

来場された方々からは、「戦略3文書の内容・位置づけの説明が分かりやすく、よく理解できた。全体として時間が短いと思われる。1.5時間～2時間程度でお願いしたい。」「施設整備強化の視点からの説明が大変勉強になった。」「防衛力整備の根本である人材育成について説明してほしかった。特に少子化が進む中で、今後どのように自衛官を維持していくのか知りたかった。」など多くの感想が寄せられました。

今回寄せられたご意見やご感想を踏まえつつ、防衛政策や自衛隊の活動について、国民の皆様にご理解を深めていただけるよう、今後も防衛問題セミナーを開催してまいります。

令和5年版防衛白書の説明

防衛白書は、我が国の防衛の現状と課題及びその取組について、広く内外の周知を図り、また、できる限り多くの国民の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、毎年、刊行されています。

令和5年版防衛白書は、戦略3文書（「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」）の策定後、初めて刊行された白書であり、我が国を取り巻く安全保障環境の変化や防衛省・自衛隊の活動について、分かりやすくご理解いただけるよう、主として次の6点を重点的または新たに記述しています。

- ①ロシアによる侵略の継続に対するウクライナによる防衛
- ②中国、北朝鮮、ロシアの軍事動向、米中競争と台湾をめぐる情勢
- ③3文書策定の経緯及び概要
- ④防衛力抜本的強化「元年」予算
- ⑤情報戦への対応や継戦能力を確保するための持続性・強靱性強化の取組を含むわが国の防衛力の抜本的強化
- ⑥防衛生産・技術基盤及び人的基盤の強化に向けた取組

今回の表紙は、防衛省・自衛隊が「真に国民を守り抜ける体制を作り上げる」との決意を表現する観点から、国民の命と暮らしを守り抜く防衛力の中核である自衛隊員が題字をしたためたものです。



神奈川県知事への説明



静岡県知事に説明する末富局長

南関東防衛局では、地方公共団体や地域の皆様方に防衛省の各種政策や自衛隊の諸活動についてご理解を深めていただく一助となるよう、また、防衛省・自衛隊と地方公共団体等との連携強化を図るため、管轄する神奈川、静岡、山梨の各自衛隊地方協力本部や関係部隊等と協力し、管内104の地方公共団体等に防衛白書の説明を行っています。

掃海艦「のうみ」 命名・進水式

令和5年10月24日(火)、ジャパン マリンユナイテッド株式会社横浜事業所鶴見工場において、南関東防衛局が監督・検査を行っている令和2年度計画掃海艦(207)(全長67メートル、基準排水量690トン)の命名・進水式が行われました。

式典では、防衛省代表として松本防衛大臣政務官のほか、酒井海上幕僚長、市橋防衛技監、南関東防衛局からは末富局長、その他多数の防衛省関係者や会社関係者等、約170名が見守る中、伊藤横須賀地方総監執行のもと、本艦は「のうみ」と命名され、松本防衛大臣政務官の支綱切断により進水しました。艦名は広島県の東能美島と西能美島の総称に由来します。

掃海艦「のうみ」は、世界最大級のFRP製艦船であり、最新のソナーシステムを有するとともに新型装備品も多数取り入れ、掃海・掃討能力を向上させています。

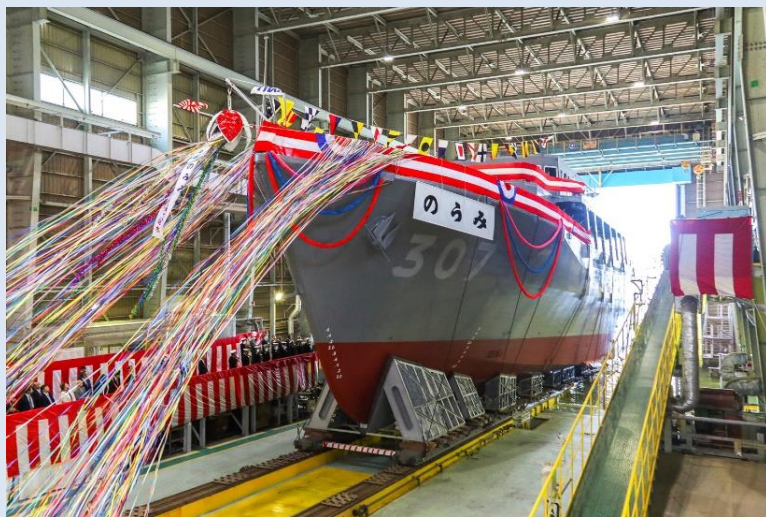
本艦は令和3年5月に起工、令和7年3月に就役し、海上自衛隊に配備される予定です。



式典の様子



松本政務官による支綱切断



進水する掃海艦「のうみ」



進水後の掃海艦「のうみ」

調達部装備課移転（横浜第2合同庁舎へ）

これまで横浜地方合同庁舎（横浜市中区山下町）に入居していた調達部装備課は、令和5年10月23日（月）に横浜第2合同庁舎（同区北仲通）に移転しました。

装備課は、昭和51年に当時の調達実施本部横浜支部として横浜地方合同庁舎に入居し、以来47年もの長きにわたり同庁舎にありましたが、この度横浜臨港地区周辺の合同庁舎の整理・統合計画に伴い、南関東防衛局の他の部署（地方防衛事務所を除く）が入居している横浜第2合同庁舎へ移りました。今後はこれまで以上に部内外の関係者と協力し合って業務を推進してまいります。



移転後の新事務室前で看板を掛ける様子 末富局長(中央右)と古川調達部長(中央左)



末富局長による移転後初度視察



横浜地方合同庁舎（旧入居庁舎）前で

装備課ってどんなところ？

自衛隊の任務遂行に必要な装備品等（艦艇・航空機・車両・システム等）の調達における監督・検査業務や原価監査業務などを実施しています。

事務官や技官がほとんどの南関東防衛局の中で、自衛官が多数を占める唯一の課です。

在日米軍従業員永年勤続者表彰

在日米軍従業員に対する永年勤続者表彰は、横須賀海軍施設、厚木海軍飛行場、キャンプ座間、相模総合補給廠、キャンプ富士等、南関東防衛局管内の在日米軍施設で勤務されている在日米軍従業員のうち、勤続期間が10年、20年、30年及び40年に達した方々の永年の功労を称えるため、毎年10月、日米共催で実施しているものです。

今年度は、10年勤続者203名、20年勤続者198名、30年勤続者254名、40年勤続者64名の合計719名の方々が受賞の栄に浴されました。

表彰式は新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて令和2年度から令和4年度までの3年間、その開催が見送られておりましたが、本年度は4年ぶりに在日米軍ほか関係機関の協力を得て横須賀、座間、富士それぞれの地区において盛大に挙行され、被表彰者の方々に対して南関東防衛局長ならびに各軍の司令官等から表彰状及び記念品が授与され、永年の在日米軍への貢献に対する謝意が伝えられました。



表彰式の様子（座間地区）

基地従業員へパワーハラ防止講習会を開催

本年8月と10月の4日間で8回、米海軍横須賀施設内で「パワーハラスメント防止講習会」を開催しました。今般の講習会は、米海軍人事担当部署の依頼を受け横須賀防衛事務所が米海軍施設内で勤務する基地従業員を対象に実施したもので、部外講師をお招きして日本におけるパワーハラスメント制度等を講義して頂きました。

講習会には、約1100名の基地従業員が参加し、パワーハラスメントの制度や職場での防止が重要であること等について、更に認識を深めて頂く良い機会となりました。受講した基地従業員からは、講義内容に対する質問がなされるとともに、パワーハラスメント制度について理解を深めることができた旨のコメントもなされました。

今後も米軍と連携・協力しながら、このような取り組みについて検討し、引き続き良好な職場環境の維持に努めてまいります。



挨拶をする米海軍ノーブル人事部長



講習会の様子

キャンプ富士フレンドシップ・フェスティバル

令和5年10月15日（日）、静岡県御殿場市にあるキャンプ富士において、「キャンプ富士フレンドシップ・フェスティバル2023」が開催されました。

当該イベントは、キャンプ富士の一部を一般開放し、地域住民との交流を図ることで、在日米軍及び米海兵隊への理解を深める機会にしようとするもので、日本に居ながら外国の雰囲気を感じられるイベントとして人気を得ています。

当日は、多くの来場者があり、米第三海兵遠征軍音楽隊等によるステージ・ライブ、バラエティに富んだ料理屋台、日米の装備品の展示などを楽しんでいました。

同時に、キャンプ富士司令官主催のレセプションも開催され、末富局長が出席し、米海兵隊や地元自治体等との交流を深めました。



装備品の展示



ステージでのライブ演奏

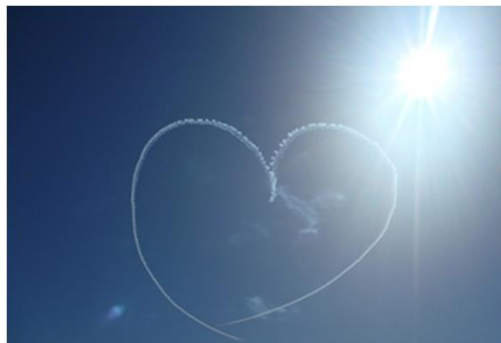
エアフェスタ浜松2023

令和5年10月29日（日）、静岡県浜松市の航空自衛隊浜松基地において、「エアフェスタ浜松2023」が開催されました。

当日は天気にも恵まれ、約8万人（同基地発表）の航空ファンが訪れ、アクロバット飛行隊「ブルーインパルス」が飛行し、スモークで空中にハートや星の模様を描いたり、背面飛行する1機の周りを別の機が渦を巻くように回る「コークスクリュー」などの曲技飛行を楽しみ、それぞれの演目が終了すると、来場者から拍手と歓声が起こりました。

また、練習機T4とT400による編隊飛行や、救難捜索機「U-125A」と「UH-60」による救助活動の実演など、日頃の訓練の成果を示したほか、戦闘機F15とF2による展示飛行では、高速で迫力のある飛行が来場者を驚かせました。

地上では、自衛隊の服装の試着体験や、中部航空音楽隊の演奏なども行われました。



ブルーインパルスの曲技飛行

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛施設の指定について

防衛省は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に基づき、対象防衛関係施設について順次指定を行ってきており、令和5年9月26日に自衛隊施設39施設を新たに指定する旨告示しました。

このうち、当局管内においては、久里浜駐屯地、北富士駐屯地、富士駐屯地、滝ヶ原駐屯地、板妻駐屯地が新たに指定されました。

対象防衛関係施設及びその周辺の地域の上空における小型無人機等（ドローン等）の飛行は原則禁止であり、飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要です。

【久里浜駐屯地】



<施設管理者>
久里浜駐屯地司令
<問合せ先>
046-841-3300

【北富士駐屯地】



<施設管理者>
北富士駐屯地司令
<問合せ先>
0555-84-3135

【富士駐屯地】



<施設管理者>
富士駐屯地司令
<問合せ先>
0550-75-2311

【滝ヶ原駐屯地】



<施設管理者>
滝ヶ原駐屯地司令
<問合せ先>
0550-89-0711

【板妻駐屯地】



<施設管理者>
板妻駐屯地司令
<問合せ先>
0550-89-1310

対象施設の区域



対象施設周辺地域



ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている自衛隊施設/米軍施設その周辺地域（周囲約300m）の上空におけるドローン等の飛行は、原則として禁止されています。

これに違反した場合は、次のような措置/罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年/罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,

police officers, etc. may take necessary measures for security.

The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの地域の上空（イエロー・ゾーン）

自衛隊施設/米軍施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）

ドローン飛行禁止 NO DRONE ZONE

約300m

※ このほか、航空法上の無人機空域の飛行禁止区域においてドローン等を飛行させる場合は、事前にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご確認ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>

防衛省・警察庁・外務省・国土交通省